

## 長崎県産科・小児科医療確保事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱の維持のための取組や地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を実施し産科・小児科医療を確保することを目的として、予算の定めるところにより、医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱（令和7年5月2日厚生労働省発医政第8号）に基づき補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、長崎県産科・小児科医療確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）及びこの要綱に定めるところによる。

### (事業の実施主体)

第2条 病院、診療所及び助産所の開設者、その他厚生労働大臣が認める者とする。

### (補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表第1の第2欄に掲げるとおりとし、その基準額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てるものとする。また、補助対象経費については、消費税及び地方消費税を除く経費とする。

### (補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 この補助金の交付申請は、様式第1号による申請書兼実績報告書に様式第3号による誓約書その他関係書類を添えて、知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付の決定の除外)

第5条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の実施にあたり、機器等を購入する場合は、原則、一般競争入札によるものとし、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、処分、又は担保に供してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法令又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (10) 補助事業者が（1）から（9）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(軽微な変更)

第7条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

- (1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更
- (2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(遂行状況報告書)

第8条 知事は、補助事業者に対し、補助事業等の遂行の状況について報告を求めることが

できる。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ遂行状況報告書(様式第5号)に関係書類を添えて知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

- (1) 事業計画書その他第3条の規定により知事に提出した書類の内容を変更(第7条に定める軽微な変更を除く。)しようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

#### (補助金の交付)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、実績報告書提出後、様式第2号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

3 なお、福祉保健部関係補助金等交付要綱第7条に規定する必要な書類は省略する。

#### (補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

#### (財産処分の制限)

第11条 規則第20条のただし書の規定による別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に準ずるものとする。

#### (手続の併合)

第12条 規則第21条の規定により、規則第4条、第13条の手続は、併合して行うものとする。

附則 この要綱は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1 (第3条関係)

1 補助事業名	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率	5 留意事項
分娩取扱施設支援事業	周産期医療体制の確保に要する経費	<p>病院または診療所 1施設あたり 2,500千円 令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所に対して、分娩取扱に要する経費相当分</p>	10分の10	<p>交付を受ける分娩取扱施設については給付の対象外とする。((ア)及び(イ)については令和6年度に実施する事業に限る。)</p> <p>(ア)平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業</p> <p>(イ)平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業</p> <p>(ウ)本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)及び地域連携周産期支援事業(産科施設)</p>
小児医療施設支援事業	地域の小児医療体制確保に要する経費	<p>許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円 (ただし、令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額(以下「収入額」という。)を控除した額を上限とする。また、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。)</p> <p>令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回る小児医療施設に対して、小児科部門の病床に係る経費相当分</p>	10分の10	<p>対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。</p> <p>(ア)「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日一部改正))の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院</p> <p>(イ)「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知)の別添「救急医療対策事業実施要綱」(令和6年3月29日一部改正)に規定する小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院</p> <p>(ウ)小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの</p> <p>a 入院を要する二次救急</p>

<p>地域連携 周産期支 援事業 (分娩取 扱施設)</p>	<p>分娩取扱 施設が少 なく、当 面、集約 化が困難 な地域に 所在する 施設に対 して、分 娩取扱を 継続する ための運 営に係る 費用</p>	<p>次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ア 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額</p> <table border="1" data-bbox="523 1081 896 1503"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 1081 742 1149">1 基準額</th> <th data-bbox="742 1081 896 1149">2 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1149 742 1193">1 か所当たり</td> <td data-bbox="742 1149 896 1193">必要な次に掲げる令和 6 年度の経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1193 742 1279">① 分娩取扱期間年間 9 月以上 11,400 千円</td> <td data-bbox="742 1193 896 1279">職員基本給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1279 742 1366">② 分娩取扱期間年間 6 月以上 9 月未満 7,600 千円</td> <td data-bbox="742 1279 896 1366">職員諸手当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1366 742 1453">③ 分娩取扱期間年間 6 月未満 3,800 千円</td> <td data-bbox="742 1366 896 1453">諸謝金 社会保険料</td> </tr> </tbody> </table>	1 基準額	2 対象経費	1 か所当たり	必要な次に掲げる令和 6 年度の経費	① 分娩取扱期間年間 9 月以上 11,400 千円	職員基本給	② 分娩取扱期間年間 6 月以上 9 月未満 7,600 千円	職員諸手当	③ 分娩取扱期間年間 6 月未満 3,800 千円	諸謝金 社会保険料	<p>10 分の 10</p>	<p>医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。</p> <p>b 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。</p> <p>c 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。</p> <p>整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。</p> <p>① 令和 6 年度において分娩を取り扱うこと。</p> <p>② 令和 5 年度末において、分娩を取り扱う病院の数が 1 以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が 2 以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設</p> <p>③ 令和 6 年度において妊産婦の健康診査を実施すること。</p> <p>④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。</p> <p>⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること。</p> <p>本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については交付の対象外とする。(ア) 及び (イ) については令和 6 年度に実施する事業に限る。)</p> <p>(ア) 平成 21 年 4 月 1 日 医政発 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業</p> <p>(イ) 平成 21 年 3 月 30 日 医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業</p> <p>(ウ) 本実施要綱に基づき</p>
1 基準額	2 対象経費													
1 か所当たり	必要な次に掲げる令和 6 年度の経費													
① 分娩取扱期間年間 9 月以上 11,400 千円	職員基本給													
② 分娩取扱期間年間 6 月以上 9 月未満 7,600 千円	職員諸手当													
③ 分娩取扱期間年間 6 月未満 3,800 千円	諸謝金 社会保険料													

<p>地域連携周産期支援事業（産科施設）</p>	<p>産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続するために必要な設備整備費用</p>	<p>妊婦健診を含む外来診療等に必要の診察台、超音波診断装置等を整備するものとする。</p> <p>(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p> <table border="1" data-bbox="528 913 895 1205"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 913 639 981">1 基準額</th> <th data-bbox="639 913 794 981">2 対象経費</th> <th data-bbox="794 913 895 981">3 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 981 639 1205">1 か所当たり 7,279 千円</td> <td data-bbox="639 981 794 1205">令和6年度における妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費</td> <td data-bbox="794 981 895 1205">2分の1</td> </tr> </tbody> </table>	1 基準額	2 対象経費	3 補助率	1 か所当たり 7,279 千円	令和6年度における妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費	2分の1	<p>2分の1</p>	<p>実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）</p> <p>整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。</p> <p>①令和6年度において妊産婦の健康診査を実施すること。</p> <p>②令和6年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。</p> <p>③令和6年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。</p> <p>④各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。</p>
1 基準額	2 対象経費	3 補助率								
1 か所当たり 7,279 千円	令和6年度における妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費	2分の1								